

令和7年度

十日町市放課後児童クラブ 利用のご案内

十日町市では、保護者が就労等により、昼間、留守家庭となる小学生を対象に学校等において適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成と子育て支援を図るため放課後児童クラブを開設しています。

十日町市放課後児童クラブ一覧

地域	施設名	所在地	電話番号 (025)
十日町	十日町小学校放課後児童クラブ	学校町1丁目614番地32	752-7267
	中条小学校放課後児童クラブ	中条甲1242番地1	752-2921
	東小学校放課後児童クラブ	四日町新田375番地	752-3006
	川治小学校放課後児童クラブ	川治688番地2	752-2833
	水沢小学校放課後児童クラブ	馬場丁1641番地	755-5794
	西小学校放課後児童クラブ	西本町1丁目365番地1	757-9665
	鎧島小学校放課後児童クラブ	南鎧坂449番地3	750-7470
下条	下条小学校放課後児童クラブ	下条4丁目183番地2 (ケアホームげじょう内)	756-2366
川西	千手小学校放課後児童クラブ	上新井32番地	768-2677
	上野小学校放課後児童クラブ	上野甲1376番地	768-2117
	橘小学校放課後児童クラブ	野口1番地1	768-3399
中里	田沢小学校放課後児童クラブ	上山己1492番地	763-3690
松代	松代小学校放課後児童クラブ	松代3268番地5	597-3303
松之山	松之山学童	松之山1157番地8 (松之山保育園内)	596-2225

市ホームページ
放課後児童クラブ
QRコード



< 申込先・相談窓口 >

十日町地域	利用を希望する放課後児童クラブ	または	十日町市役所子育て支援課子育て支援係（市役所1階①窓口）	TEL 025-757-3719
下条地域	下条小学校放課後児童クラブ	または	ケアホームげじょう	TEL 025-755-5271
川西地域	利用を希望する放課後児童クラブ	または	川西支所地域振興課	TEL 025-768-4956
中里地域	田沢小学校放課後児童クラブ	または	中里支所地域振興課	TEL 025-763-3121
松代地域	松代小学校放課後児童クラブ	または	松代支所地域振興課	TEL 025-597-2221
松之山地域	松之山学童	または	松之山支所地域振興課	TEL 025-596-2169

1 児童クラブについて

(1) 対象児童

市内に住所を有し、保護者が就労、疾病等の理由により、昼間、留守家庭となる小学生が対象です（おおむね小学校4年生までの児童が利用しています）。

なお、同居親族が児童を見守れる場合は、ご利用をお控えください。

※上記にかかわらず、個別の事情により児童クラブを利用希望する場合は、子育て支援課または各支所地域振興課までご相談ください。

※居宅内就労（在宅勤務・自営業）の家庭も対象となります。

(2) 開設期間・時間、休業日

① 開設期間

4月1日～翌年3月31日（新一年生も4月1日からご利用できます）

② 開設時間

・平日：下校時間～18：30

・土曜日・学校休業日：7：30～18：30（お弁当や水筒などの用意が必要です）

③ 休業日

日曜日、祝日、12月29日～1月3日

(3) 利用区分

放課後児童クラブの利用には、3つの区分があります。すべて事前の申込みが必要です。下記の利用区分により申請してください。

利用区分	利用期間	利用の理由	申込書の提出期限
通 年 利 用	1 年間 (1 か月以上の継続利用)	就 労、 家 族 の 介 護、 出 産、 疾 病 等	令和7年2月12日(水)まで
長期休業日のみ	春・夏・冬休み		
一時的な利用 (普段、児童クラブを利用する必要はないが、一時的に放課後に保護者が家庭におらず、児童を見守ることができない場合)	右記利用の理由で必要とする日 (利用：1日単位)	同居家族や保護者の入・通院、同居家族の介護、冠婚葬祭、就職面接、各種会議等、仕事の繁忙期、災害（火災など）等	利用日の5日前までに申込み

(4) 利用料金・納付方法

① 利用料金（保険料とおやつ代を含む）

午前のみ利用 200 円、午後のみ利用 300 円、1 日利用 400 円

※上限額は、8月以外は5,500円、8月は7,000円です。

※土曜日や長期休業日などの利用で、午前だけの利用としていたところ、利用時間が正午を超えた場合は、1日利用の料金を徴収させていただきます。

② 納付方法

利用した月の翌月末に納入（原則、口座振替）

※「口座振替依頼書」は「利用決定通知書」と一緒に送付しますので、期限内に金融機関で必ず手続きをしてください。

※利用料の支払いが困難な場合は、子育て支援課または各支所地域振興課にご相談ください。

(5) タイムスケジュール

時間	7:30	10:00	12:00	14:00	14:45 頃	15:00	17:00	18:30
① <平日>					ク ラ ブ 入 室	お 学 あ や そ つ 習 び	順 次 帰 宅	ク ラ ブ 閉 室
② <土曜日等>								
	ク ラ ブ 入 室	学 あ 昼 休 そ 習 び 食 憩		あ そ び		お や つ	順 次 帰 宅	ク ラ ブ 閉 室

※下校時間の変更など、スケジュールが変更となる場合があります。

2 申込みについて

(1) 申込方法・申込先

次の①～③の書類に必要事項を記入し、希望する放課後児童クラブまたは子育て支援課（各支所地域振興課）へ提出してください。申込書等は、各放課後児童クラブ、子育て支援課、各支所地域振興課に用意してあるほか、市ホームページからダウンロードも可能です。

- ① 申込書
- ② 放課後児童クラブ調査票（裏面同意書あり）
- ③ 申込理由が分かる書類（※必要書類参照）

〈通年利用・長期休業日のみ〉

利用区分	申込理由	※必要書類	注意事項
通年利用 及び 長期 休業日のみ	就労	就労証明書	・勤務先で証明を受けてください。 ※自営業の方は、必要に応じて確定申告書などの書類を提出してください。 ※在宅勤務の方は、勤務先等からの証明書または就労に関する書類を提出してください。
	疾病	診断書や障がい者手帳の写しなど	疾病、介護等を申込理由とする場合、日常的な療養、介護が必要でない限り申込みはできません。 一時的な利用で申込みください。
	介護 (看護)	診断書の写し、介護保険被保険者証の写しなど	
	出産	母子健康手帳の写し(出産予定日、母の名前がわかるページ)	入所承認期間は、出産月とその前後2か月となります。 (例：6月出産予定の場合4月から8月まで)
	就学	在学証明書及び時間割表	

※就労を理由として申込む場合は、次の要件等に該当する必要があります。

【通年利用】

就労終了時間が1・2年生は「午後3時」を、3年生以上は「午後4時」を超えている場合

【長期休業日のみ】

一日の就労時間帯（通勤時間を含む）が3時間以上の場合

【一時的な利用】

必要書類…申込書、放課後児童クラブ調査票、出席申込書（利用日を記載）

(2) 利用審査・決定について

① 審査

申込書の記載事項、上記必要書類により、要件を満たしているかどうか審査を行います。必要に応じて追加で書類を提出していただく場合、勤務先や自宅に記載内容を確認することがありますので、あらかじめご了承ください。

② 決定

利用の可否について、「放課後児童健全育成事業決定通知書」を送付します。

3 利用について

(1) 用意するもの

放課後児童クラブを利用する際は、次の物を用意してください。

- ① 着替え：タオル、ハンカチ、着替え（一組分）を袋に入れて用意してください。
- ② 内履き：放課後児童クラブ専用の内履きが必要な場合があります。事前に確認してください。

※持ち物には全て名前を書いてください。

※季節により持ち物が変わります。各放課後児童クラブからお知らせしますのでご協力ください。

※土曜日、学校休業日に利用する場合は、お弁当・水筒を用意してください。

(2) 毎月の利用方法

通年で利用する方には、毎月 15 日頃に翌月分の「出席申込書」を配布します。必ず提出期限までに各放課後児童クラブへ提出してください。出席申込書（控え）は保護者の利用日確認用に使用してください。

※勤務先の都合で期限までに提出できない場合は、勤務予定が分かり次第、早めに提出してください。安易にすべての欄に○印を付けて提出することがないようにお願いします。

※長期休業日のみ利用する方には、出席申込書を郵送します。

(3) 放課後児童クラブ等への連絡

放課後児童クラブ開設時間までにキャンセルの連絡がない場合は、申込時の利用料金を徴収しますのでご注意ください。

なお、放課後児童クラブ開設時間外で支援員が不在の場合は、留守番電話を設定しています。24 時間対応していますので、メッセージを入れてください。

連絡が必要な場合	連絡先
利用予定の日に学校を欠席する場合	<u>放課後児童クラブと学校の両方</u>
申込みをしていた日をキャンセルする場合	<u>放課後児童クラブと学校の両方</u> (※土曜日や学校休業日は放課後児童クラブのみ)
申込みをしていない日に急きょ利用する場合	
利用予定の日に学校を早退した場合	放課後児童クラブ
迎えの人を変更する場合	

※土曜日や学校休業日の当日申込みは、利用できない場合がありますのでご注意ください。

(4) 放課後児童クラブ利用時の送迎

放課後児童クラブ利用時の送迎については、次のとおりお願いします。

- ① 送迎ができる人は、高校生以上の保護者等に限ります。
- ② 児童の安全確保のため、原則として児童だけの入室・退室はできません。
塾や習い事等へ行く場合は、保護者が責任を持って送迎してください。
- ③ 送迎で来られた際は、「児童クラブ専用インターホン」で支援員にお知らせください。

- ④ 土曜日や学校休業日の送りの際は、必ず児童を支援員に引き継いでください。
仕事の都合で急きょ時間までに迎えに来ることができない場合は、児童が不安になりますので、できるだけ早めに児童クラブへ連絡してください。

(5) 留意事項（※必ずお読みください）

ア 申込み時について（市が利用者の状況等を確認）

- ① 家族状況を把握するため、世帯情報（住民基本台帳の内容）を確認します。
- ② 「特別な支援を必要とする児童」について、事前に面談をする場合があります。
※面談が必要なときは、市担当者または放課後児童クラブ支援員から連絡をします。
- ③ 次に該当する場合は、利用をお断りする場合があります。
- ・ 集団生活が困難と認められる児童
 - ・ 利用児童や支援員に危害を加えるなど、児童クラブの管理運営上、支障があると認められる児童
 - ・ 申込書、放課後児童クラブ調査票等の添付書類に虚偽があった場合
 - ・ 利用料を正当な理由なく滞納している場合
 - ・ 障がいのある児童に対して、必要な支援等を行う「放課後デイサービス」があります。詳細は、発達支援センター「おひさま」（電話 025-752-7270）に問い合せください。

イ 利用時の注意 利用時に、お子様が困らないようにお願いします

- ① 同居親族が児童を見守れる場合は、ご利用をお控えください。
- ② 連絡先や勤務先等に変更が生じた場合は、速やかに児童クラブに知らせてください。
- ③ 利用日には、児童に「今日は児童クラブ利用日だよ。」等の声掛けをお願いします。
- ※利用日に児童が下校した場合、児童クラブの「支援員が迎えに行く・探しに行く」等の対応はできません。
- ④ 当日の利用申込みは応じられないことがあります。
- ⑤ 児童クラブ支援員は、児童の宿題や課題等のチェックや指導は行いません。
- ⑥ 児童クラブ利用中の病気・発熱・ケガや、地震・台風・大雪などの緊急時は、状況に応じて迎えに来ていただく場合があります。緊急連絡時は早めのお迎えをお願いします。
- ⑦ 感染症などで学級・学校閉鎖をするときは、本人に症状がみられなくても、児童クラブを利用することはできません(他の児童クラブの利用もできません)。
- ⑧ 児童個人の服薬について、支援員が見守りを行うことは可能ですが、与薬することはできません。また、ケガ等の緊急時で、支援員から保護者に連絡がありましたら、早めのお迎えをお願いします。
- ⑨ 食物アレルギーのある児童は、必ず「放課後児童クラブ調査票」に記入してください。

※児童クラブでおやつの提供ができなくなります。

- ⑩ 土曜日または学校休業日に利用児童が少数の場合、近隣のクラブと合同開催する場合があります。なお、学校休業日において、前日までに利用申込みがない場合、クラブは閉設となります。
- ⑪ 児童クラブ利用時に起きたケガの補償は、市加入の傷害保険金額の範囲内（通院：1,000 円／日、入院：2,000 円／日）となります。

(6) 児童クラブ未設置校におけるタクシー運行について

児童クラブ未設置校の児童が最寄の児童クラブを利用する場合、その児童クラブまで送迎をしています。

利用を希望する場合は、事前に子育て支援課までご連絡ください。

4 民間の児童クラブについて

(1) 実施施設一覧

施設名	所在地	電話番号
ほくえつジュニアランド (北越こども園)	本町 6 の 1 丁目 79 番地 1	025-757-3860
放課後児童クラブ「コロボックル」 (慈光こども園)	川治 877 番地 1	025-752-3587
あいせんひまわりクラブ (山本愛泉保育園)	山本町 2 丁目 975 番地	025-757-0133
水沢南部保育園学童保育	馬場甲 834 番地 1	025-758-2229

(2) 申込み等について

開設時間や利用料金等も含め、申込書等も市とは異なりますので、各施設へ直接お問い合わせください。各施設とも長期休業日のみの申込みも可能です。